沖縄防衛局における大規模自然災害、重大事故その他の非常事態における対処要領に関する達を次のように定める。

平成23年3月31日

沖縄防衛局長 真部 朗

沖縄防衛局における大規模自然災害、重大事故その他の非常事態における対処要領 に関する達

改正 令和4年8月9日沖縄防衛局達第7号

第1章 総則

(目的)

第1条 この対処要領は、大規模自然災害、重大事故、重大事件その他の各種非常 事態 において沖縄防衛局(以下「当局」という。)がとるべき態勢、実施する業務、本省・部隊等・在日米軍等との連携体制その他必要な事項を定めることを目的とする。

(適用)

第2条 この対処要領は、緊急事態等が発生した際の速報について(防官文2623号。 20.3.7)の別紙に定める各種事態及びこれに準ずると判断される事態で、防衛省 ・自衛隊が対応する場合に適用する。

(定義)

- 第3条 この達において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1) 部隊等 自衛隊法 (昭和29年法律第165号) 第8条に規定する部隊等をいう。
 - (2) 重大事故 自衛隊・在日米軍に係る事故のうちその任務遂行に重大な支障を生じるおそれのあるもの又は国政若しくは国民生活に重大な影響を及ぼすおそれがあると認められるものをいう。
 - (3) 緊急対処事態 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律(平成15年法律第79号)第25条第1項に規定する緊急対処事態をいう。

(見直し)

第4条 防衛省・自衛隊の災害や事件・事故への対応に係る各種計画や規則類の変更、防 災訓練その他の各種訓練への参加の成果等を踏まえ、適宜、本対処要領の内容につき見 直しを行い、必要があると認めるときはこれを改正する。

第2章 非常事態への対応に関する基本方針

(事態ごとの基本方針)

- 第5条 非常事態の種類ごとの防衛省・自衛隊による対応を踏まえた当局による対応については、次の各号に掲げる事態の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基本方針によるほか別紙1によるものとする。
 - (1) 国内における大規模自然災害及び重大事故(震度6弱以上の地震、津波災害、風

- 水害、原子力関係事故等をいう。ただし、第2号に掲げる場合を除く。)の場合
- ア 自衛隊・在日米軍施設及び局が管理する周辺財産の被害状況等を確認し、当該状況等を本省に報告するとともに、局長の指示の下、必要に応じ自衛隊及び在日米軍 と調整の上、応急復旧措置等を講ずる。
- イ 政府の対応全般、自衛隊の部隊等の活動状況等に係る情報を本省及び部隊等から 入手し、地方公共団体等に提供する。
- ウ 部隊等、在日米軍及び地方公共団体と調整の上、連絡調整支援、技術支援等所要 の支援を実施するとともに、地元等からの要望事項等については、適宜、本省へ報 告し指示を仰ぐ。
- (2) 自衛隊・在日米軍による重大事故(艦船・航空機等の事故、自衛隊・在日米軍の 施設からの油や危険物の流出事故等をいう。) の場合
 - ア 当該事故が自衛隊の場合は、本省、関係部隊等から情報を入手の上、当該部隊等 と連携して関係地方公共団体等に情報を提供するとともに、部隊側から被害者への 補償等に対する業務支援を求められた場合は、積極的に支援を行うなど、地元対応 に万全を期すよう努める。
 - イ 部隊等、在日米軍及び地方公共団体と調整の上、連絡調整支援、技術支援等所要 の支援を実施するとともに、地元からの要望事項等については、適宜、本省へ報告 し指示を仰ぐ。
 - ウ 在日米軍による重大事故に係る対応等については、「合衆国軍隊等の航空機事故 等緊急処理マニュアル」による。
- (3) 国内における重大事件(テロ関係事件、周辺国からの弾道ミサイルの打上・発射等をいう。ただし、緊急対処事態に至った場合を除く。)の場合
 - 本省、関係部隊等から必要な情報を入手の上、当該部隊等と連携して、適宜、関係地方公共団体等に情報を提供するとともに、部隊等、在日米軍及び地方公共団体 と調整の上、連絡調整支援、技術支援等所要の支援を実施する。
- (4) その他(自衛隊員による服務事故及び在日米軍人・軍属による犯罪で社会的影響が大きいもの、試験開発・修理中等の装備品の事故、危険性の高い感染症の国内発生等をいう。ただし、第2号に掲げる場合を除く。) の場合
 - ア 在日米軍人・軍属による犯罪の場合は、当該犯罪に係る情報の収集、当該情報の 地方公共団体等への提供、在日米軍、関係地方公共団体等との調整及び被害者への 補償等の業務を実施する。
 - イ その他の場合、局は、本省、関係部隊等から必要な情報を入手し、適宜、関係地 方公共団体等に提供するとともに、部隊等から被害者への補償等に対する業務支援 を求められた場合は、積極的に支援を行うなど部隊等と連携して、地元対応に万全 を期すよう努める。
 - ウ 危険性の高い感染症の発生の際には、局職員の安全確保及び業務継続を優先しつ つ、部隊等、在日米軍及び地方公共団体と調整の上、連絡調整等所要の支援を実施 する。
 - エ 自衛隊員による服務事案については、基本的には部隊側が主となり対応するものであるが、部隊側から地元説明等に係る支援依頼があった場合又は当局と密接に関

連する地方公共団体等への影響が考えられる場合は、部隊等とも積極的に連携を図り対応する。

(5) 第1号から第4号までに示す非常事態時における当局の対応については、あくまでも基本的に想定されることについて記載したものであり、各種非常事態時において、その他の対応が必要と思料される場合は、局長の指示の下、本省関係課及び部隊等とも調整の上、柔軟に対応するものとする。

(留意事項)

- 第6条 大規模自然災害や重大事故の際に部隊等による災害対応措置がより円滑に実施されるよう、技術支援等当局が果たす役割や能力等の周知徹底に努めるとともに、平素より部隊等や地方公共団体等の関係機関と密接に連携調整を図るものとする。
- 2 非常事態の発生現場又はその付近において職員が自衛隊の部隊や在日米軍に対し各種 支援を実施する場合は、所要の備品や物品を携行させるなど当該職員の安全確保に十分 配慮するものとする。

第3章 対応態勢

(速報要領・情報収集態勢等)

- 第7条 各種非常事態の発生を認知した場合の速報要領、担当課への引き継ぎ及び継続的 な情報収集等に係る細部については、別途定めることとする。
- 2 各種非常事態ごと及び状況ごとの勤務態勢については、別紙2によるほか、細部については、別途定めることとする。

第4章 業務内容

(局内各課の予想される役割・業務内容)

- 第8条 各種非常事態への対応に関して予想される局内各課の役割及び主な業務内容は、 次の各号に掲げる課等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1) 防衛補佐官

各種非常事態対応全般に係る部隊等との連絡調整、指導、助言等

- (2) 総務課
 - ア 自衛隊員による服務事件及び危険性の高い感染症が発生した場合に係る初動対応 の中核として本省・部隊等からの情報の入手及び局内幹部への連絡を実施
 - イ 各課室員及びその家族の安否情報のまとめ及び本省への報告
 - ウ 防衛大臣等省内幹部の現地視察における部隊等や関係機関等との連絡調整等(日 程調整、車両支援、ヘリ搭乗に係る手続等)
- (3)報道室

報道各社への対応窓口

- (4) 地方調整課
- ア 在日米軍の事件・事故、自衛隊員による服務事件及び危険性の高い感染症が発生 した場合を除く各種事態への初動対応の中核として、本省等からの情報入手及び局 内幹部への連絡を実施
- イ 対策本部における事務局の中核として、当局による対応の総括、本省・部隊等・ 在日米軍・地方公共団体等との間の情報収集・連絡調整を実施
- ウ 災害対応時における部隊等、在日米軍及び地方公共団体等からの要望等の把握及

び当該要望等に係る連絡調整の実施等

(5) 連絡調整課

米軍施設内における米軍の事件・事故が発生した場合に係る初動対応の中核として本省・米軍等からの情報の入手及び局内幹部への連絡を実施

- (6) 施設対策計画課、周辺環境整備課、防音対策課及び住宅防音課 補助事業対象施設の被害状況の把握、被害が発生した場合の復旧措置等に係る関 係地方公共団体等との調整等
- (7) 移設整備課、調達計画課、建築課、土木課及び設備課
 - ア 建設工事中の施設の被害状況の把握、応急措置の実施等
- イ 技術支援チーム員の派遣、交替要員や補充が必要となった場合の人選
- (8) 業務課
- ア 在日米軍人等による重大犯罪が発生した場合に係る初動対応の中核として警察等 関係機関からの情報の収集及び局内幹部への連絡を実施
- イ 被害者への補償等の業務を実施
- (9) 施設管理課
- ア 自衛隊・在日米軍の施設の被害状況の把握、被害が発生した場合の応急復旧措置 等の実施に係る調整等
- イ 周辺財産の被害状況の把握、被害が発生した場合の応急復旧措置等の実施
- ウ 地方公共団体等への国有財産(周辺財産を含む。)の使用に係る連絡調整及び許可手続の実施等
- (10) 労務管理官

駐留軍等労働者の安否状況等の把握、必要に応じ在日米軍等との連絡調整

(11) 防衛事務所及び出張所

管轄区域内の部隊等や地方公共団体等への連絡員の派遣等

(他の所掌業務との関係)

第9条 各課の所掌業務のうち継続重要業務(事態への対応に直接関わる業務以外の通常業務であって、防衛行政を安定的に実施していく上で業務継続の優先度が高いものをいう。)に該当し得るものについては、勤務態勢が第1種勤務態勢から第2種勤務態勢、第3種勤務態勢へと移行し事態対応に直接関わる業務のために投入される人員が増えていく状況においても、必要な業務の継続的な実施が確保されるよう、各課長は、そのために必要な人員の確保を考慮した上で、事務局員等の指定を行うものとする。

第5章 平素からの準備措置

(対処要領の関係職員の周知徹底)

第10条 地方調整課は、非常事態において各職員がとるべき行動を把握し、事態発生時に迅速かつ的確な対応をとれるよう、防衛補佐官の協力を受けつつ、必要に応じ教育用 資料の作成・配布等により、本対処要領の関係職員への周知に努めるものとする。

(関係者・関係機関の連絡先の把握)

第11条 事態発生後に連絡調整が必要となる防衛本省・部隊等の関係者や関係地方公共 団体等の担当者について、勤務時間内外のいずれにおいても速やかに連絡ができるよう、 その連絡先を把握・整理し、担当者の間で共有するものとする。 (教育訓練の企画・実施等)

- 第12条 担当課室は、防衛補佐官の協力を受けつつ、部隊等や地方公共団体が主宰する防災訓練等の機会を利用するなどして、各種非常事態を想定した訓練を定期的に企画・主宰し、本対処要領に定められた当局内及び関係機関との情報伝達・連携要領等を演練するものとする。
- 2 技術支援チームの要員として指定された職員に対して、応急危険度判定士、被災宅地 危険度判定士等必要となる資格の取得を奨励するとともに、その練度を維持するため所 要の措置を講ずるものとする。

(執務環境の確保)

- 第13条 総務課、会計課、地方調整課等関係課は、以下の各号に掲げる項目について、 平素から確認・準備等に努めるものとする。
 - (1) 局近傍にまで被害が及び物資等の入手が困難な事態が発生した場合に備え、少なくとも初動作業班及び本部の勤務者のための非常用糧食や飲料水については、各3日分ずつを基準としてその確保・備蓄に努める。
 - (2) 地震による書庫、事務機器等の什器の転倒・落下等を未然に防止するため、常日頃からその固定等の転倒・落下防止措置を行う。
 - (3) 局入居庁舎の被災時におけるライフライン(電気、ガス、上下水道をいう。)や 電話設備等の安全確認や復旧等の要領について、庁舎管理者や民間業者に確認する。
 - (4)被災時における職員の負傷者や病人の救護のため、必要な医薬品等を平素から確保するとともに、負傷者を搬送できる近傍の病院を確認する。
 - (5) 火災発生時用の消火器・屋内消火栓や、被災時に執務室内に閉じ込められた職員 等の救出用機材等を整備するとともに、職員にその使用方法を教育する。
 - (6) 少なくとも初動作業班及び対策本部の勤務者に支障なく勤務する上で必要な毛布 等の物品を確保する。

附則

この達は、平成23年3月31日から施行する。

附 則(令和4年8月9日沖縄防衛局達第7号)

この達は、令和4年8月9日から施行し、同年4月1日から適用する。

別紙1 (第5条関係)

主な緊急事態等における防衛省・自衛隊及び地方防衛局の対応

事態の区分		防衛省・自衛隊の対応	地方防衛局の対応
大規模自然災害(地震·津波 災害、風水害、火山災害、雪 害等)		「災害派遣」や「地震防災派遣」により部隊等を派遣し、人命 救助(捜索・救出、応急医療等)や被害の拡大防止(消火、 水防、危険物除去等)、生活支援(給食・給水、緊急物資輸 送等)のための措置を実施	○ 自衛隊・在日米軍施設の被害状況の把握等○ 地方公共団体等との情報提供・要望聴取○ 部隊等や地方公共団体等への支援(連絡調整支援、技術支援等(注。以下同じ))
壬	原子力関係事故	「原子力災害派遣」により部隊等を派遣し、人命救助(捜索・救出、避難者や負傷者の輸送支援等)や被害の拡大防止(消火・除染等)のための措置を実施	○ 地方公共団体等への情報提供・要望聴取○ 部隊等や地方公共団体等への支援(連絡調整支援、技術支援等)
重	海上・航空に係る多数の 被害者を伴う事故	「災害派遣」により部隊等を派遣し、人命救助(捜索・救出、 応急医療等)や被害の拡大防止(消火、危険物除去等)のた めの措置を実施	○ 地方公共団体等への情報提供・要望聴取○ 部隊等や地方公共団体等への支援(連絡調整支援、技術支援等)
大 油や危険物等の大規模な 「災害派遣」により部隊等を派遣し、被害の拡大防止 流出事故 険物等の除去等)のための措置を実施		「災害派遣」により部隊等を派遣し、被害の拡大防止(油や危 険物等の除去等)のための措置を実施	○ 地方公共団体等への情報提供・要望聴取○ 部隊等や地方公共団体等への支援(連 絡 調整支援、技術支援等)
事	** 大規模な火災や爆発事故		○ 地方公共団体等との情報提供・要望聴取○ 部隊等や地方公共団体等への支援(連絡調整支援、技術支援等)
故	自衛隊や米軍の艦船・航空機等の事故で部外において死者等の重大な被害を伴うもの	○ 乗員等の救助の他、「災害派遣」により部隊等を派遣し、 人命救助(捜索・救出、応急医療等)や被害の拡大防止(消 火等)のための措置を実施○ 原因究明・再発防止策の検討・実施(事故調査委員会の設 置)【在日米軍の場合は調査・検討状況のフォロー】○ 被害者や関係者への補償その他のフォローの実施	○ 在日米軍事故時:初動対処(被害者や地方公共団体等との情報提供・要望聴取等)、被害者や関係者への補償や事故調査結果の説明その他のフォローの実施○ 自衛隊事故時:部隊等と連携して地元への情報提供等

(注) 連絡調整支援:関係者による連絡調整の場の設定(会議の開催等)、部隊や地方公共団体と米軍との調整に際しての通訳派遣等 技術支援:被災建築物の撤去や生活基盤の復旧等に際しての、建築・土木等の専門家の派遣及び技術的な助言等の実施

	事態の区分	防衛省・自衛隊の対応	地方防衛局の対応
	大量殺傷型テロ事件 (生物・化学剤等の使用 等)	「災害派遣」により部隊等を派遣し、人命救助(捜索・救出、 応急医療等)や被害の拡大防止(除染等)のための措置を実 施(注)	○ 地方公共団体等との情報提供・要望聴取○ 部隊等や地方公共団体等への支援(連絡調整 支援、技術支援等)
重	原子力施設等に対する テロ・ゲリラ事件	「(原子力) 災害派遣」により部隊等を派遣し、人命救助 (捜索・救出、避難者や負傷者の輸送支援等) や被害の 拡大防止(消火・除染等) のための措置を実施(注)	○ 地方公共団体等との情報提供・要望聴取○ 部隊等や地方公共団体等への支援(連絡調整支援、技術支援等)
大事	自衛隊や在日米軍に対す るテロ・ゲリラ事件	○ 攻撃に対し自ら武器等の防護や施設の警護に当たるとともに、負傷者の救助や被害の拡大防止を実施する。【自衛隊の場合】○ 周辺に被害が及んだ場合は、「災害派遣」により人命救助(捜索・救出、応急医療等)や被害の拡大防止(消火等)のための措置を実施(注)	○ 地方公共団体等への情報提供○ 周辺に被害が及んだ場合は、部隊等や地方公共団体等への支援(連絡調整支援、技術支援等)
件	ハイジャック・シージャック事件(乗客の多数が日本人、日本に到来する可能性が高い等)	○ 領空・領海内における対象航空機・船舶の動向の監視 (領空侵犯の場合は自衛隊法第84条に基づき可能な措置) ○ 対象の墜落・爆破等の場合は、「災害派遣」により人命救 助(捜索・救出、応急医療等)のための措置を実施	○ 地方公共団体等への情報提供○ 墜落等により災害派遣が出る場合は、部隊等や地方公共団体等への支援(連絡調整支援、技術支援等)

(注) 緊急対処事態が認定された場合は、「国民保護等派遣」により災害派遣と同様の人命救助や被害の拡大防止のための措置を行うほか、「治安出動」や「海上警備行動」が発令された場合は、自衛隊の部隊等が警察機関と連携しつつ自ら攻撃に対処する。

	事態の区分	防衛省・自衛隊の対応	地方防衛局の対応
重大	我が国周辺諸国からの弾 道ミサイルの打上・発射	○ 発射・飛翔の監視及び関係機関への情報提供○ 着弾した場合は「災害派遣」により、人命救助(捜索・救出、応急医療等)や被害の拡大防止(消火、危険物除去等)のための措置を実施(注)	○ 地方公共団体等への情報提供○ 部隊展開や災害派遣に際しての、部隊等や 地方公共団体等への支援(連絡調整支援、技 術支援等)
事件	外国軍用機による領空侵 犯や領土内への強行着陸、 我が国近傍での民間機撃 墜等	○ 対象航空機の動向の監視及び自衛隊法第84条に基づき可能な措置の実施○ 民間機が撃墜された場合は、「災害派遣」により人命救助(捜索・救出等)措置を実施(注)	○ (可能な範囲での) 地方公共団体等への情報 提供○ 災害派遣が出る場合は、部隊等や地方公共 団体等への連絡調整支援
その	自衛隊員の重大な服務事 故や在日米軍人等による 重大犯罪	○ 当該隊員の捜査・逮捕(警務隊)【自衛隊の場合】○ 被害者や関係者への補償その他のフォローの実施	○ 在日米軍事件時: 初動対処(被害者や地方公共団体等との情報提供・要望聴取等)、被害者等への補償その他のフォロー実施○ 自衛隊事件時: 要すれば部隊等と連携して地元への情報提供等
他	自衛隊員による(電子計 算機を通じた)重大な秘 密保全事故	○ 漏洩した情報の内容や流出範囲の調査○ 原因究明・再発防止策の検討・実施	○ 要すれば部隊等と連携して地元への情報提供等
事	危険性の高い感染症の発 生・流行	○ 隊員への感染予防措置や罹患した隊員の診断・治療の実施○ 災害派遣や官庁間協力により、家禽の防疫、医師等による検疫支援、救援物資等の輸送支援、自衛隊病院等における医療支援等の措置を実施	○ 職員への感染予防措置の実施○ 在日米軍における感染症の状況の把握及び 地元への情報提供等○ 部隊等への連絡調整支援等
態	我が国周辺諸国による核 実験の実施	○ 部隊等における警戒監視及び情報収集の強化○ 航空機による大気浮遊塵の採取支援	○地方公共団体等への情報提供

別紙2 (第7条関係)

各 非 常 勤 務 態 勢 の 区 分

区分	態勢の内容	Ż	対象となる事態・状況(例)
		規模 ○ 我が国沿岸部にお 然災害 ○ 我が国における	震が発生し、相当の人的・物的被害の発生が予想される場合 ける津波(警報の発令)時 火山の火口周辺警報の発令時 よる大規模な洪水や土砂崩れ等(の警報発令)時
第1種 勤務態勢	初動対応において関係部局との情報収集・連絡態勢を確保するとともに、事態に対応するための業務を実施する必要最小限の人員の確保	施設内での火災 (大事故 〇 自衛隊・在日米軍 模なもの等)の発生	故の発生時(原子力施設からの放射性物質の放出、等発生、核燃料物質等の輸送車両の事故等) の艦船・航空機等に係る重大事故(墜落、沈没、衝突等で大規 三時 の船舶や施設等からの油や危険物の大量流出の可能性が高い事
	○ 初動作業班の設置○ 関係事務所の所要職員の登庁	○ その他の社会的影1大事件○ 我が国周辺諸国か	の施設等に対するテロ・ゲリラ事件の発生時 響が大きいと予想されるテロ・ゲリラ事件の発生時(ライフラ 対象、NBC兵器の使用等) らの弾道ミサイルの打上・発射時 が及ぶと予想される事態(ハイジャック、不審船による領海侵
		○ 自衛隊の装備品の○ 在日米軍人等によ○ 危険性の高い感染	会的影響が大きい服務事案(殺人・強盗等)の発生時 試験中や企業での委託修理中の事故発生時 る社会的影響が大きい犯罪(殺人・強盗等)の発生時 症等の国内での発生又はその蓋然性が高い場合 る事態で社会的影響が大きいものの発生時

区 分	態 勢 の 内 容	対象となる事態・状況(例)	
	関係部局との情報収集・連絡を継続して実施できる態勢を確保するとともに、事態に対応するための業務を適切に実施できるだけの人員の確保 同対策本部の設置 連絡員の部隊等や地方公共団体等への派遣 技術支援チームの準備	大規模 自然災害	○ 震度 6 弱以上の地震発生時○ 我が国沿岸部における大津波(警報の発令)時○ 我が国における火山の噴火(警報の発令)時○ 台風や集中豪雨による大規模な洪水や土砂崩れ等(の警報発令)時
第2種 勤務態勢		重大事故	 ○ 原子力緊急事態(放射性物質等が異常な水準で原子力事業所外に放出された事態)の宣言時 ○ 自衛隊・在日米軍の艦船・航空機等に係る重大事故による民間への被害発生の確認時 ○ 自衛隊・在日米軍の船舶や施設等からの油や危険物の大量流出等による民間への被害発生の確認時
		重大事件	○ 自衛隊・在日米軍の施設等に対するテロ・ゲリラによる被害発生の確認時○ その他の社会的影響が大きいと予想されるテロ・ゲリラによる被害発生の確認時○ 弾道ミサイルの我が国領域への着弾の確認時○ ハイジャック機や不審船の活動等による我が国領域における人的・物的被害の確認時
		その他	 ○ 社会的影響が大きい服務事案を起こした自衛官や犯罪を犯した在日米軍人等が逃走したり被害が甚大であるなど継続的なフォローが必要な場合 ○ 自衛隊の装備品の試験中や企業での委託修理中の事故による民間への被害発生の確認時 ○ 危険性の高い感染症等による国内での被害の拡大時 ○ その他自衛隊に係る事態による人的・物的被害の発生時

区分	態 勢 の 内 容	対象となる事態・状況(例)	
	関係部局との情報収集・連絡及び 事態に対応するための業務を継続 的に実施するとともに、他の通常 業務のうち必要なものを継続して 実施できるだけの人員の確保 〇 登庁範囲の拡大 〇 技術支援チームの派遣	大規模 自然災害	○ 大規模震災による重大な人的・物的被害の発生の確認時○ 大津波による重大な人的・物的被害の発生の確認時○ 火山噴火による重大な人的・物的被害の発生の確認時○ 洪水や土砂崩れ等による重大な人的・物的被害の発生の確認時
第3種 勤務態勢		重大事故	○ 原子力関係事故による大規模な人的・物的被害の発生の確認時○ 自衛隊・在日米軍の艦船・航空機等に係る重大事故による民間への大規模な人的・物的被害発生の確認時○ 自衛隊・在日米軍の船舶や施設等からの油や危険物の大量流出等による民間への大規模な人的・物的被害発生の確認時
		重大事件	 ○ 自衛隊・在日米軍の施設等に対するテロ・ゲリラによる大規模な人的・物的被害発生の確認時 ○ その他の社会的影響が大きいと予想されるテロ・ゲリラによる大規模な人的・物的被害発生の確認時 ○ 弾道ミサイルによる(大規模な)人的・物的被害の確認時 ○ ハイジャック機や不審船の活動等による大規模な人的・物的被害の確認時
		その他	 ○ 自衛官による服務事案や在日米軍人等による犯罪による影響が深刻な社会的問題となり、広範にわたるフォローが必要な場合 ○ 自衛隊の装備品の試験中や企業での委託修理中の事故による民間への大規模な人的・物的被害発生の確認時 ○ 危険性の高い感染症等による国内での被害の大幅な拡大時 ○ その他自衛隊に係る事態による大規模な人的・物的被害の発生時